

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	青梅秩父線
供用開始の区間	飯能市大字上名栗字東久保一三〇八番 一地先から同市大字上名栗字東久保一 三〇六番一地先まで
供用開始の期日	令和元年十一月二十六日
備 考	平成三十一年四月二十 六日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長一六九・五九メー トル